

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第5238914号  
(P5238914)

(45) 発行日 平成25年7月17日(2013.7.17)

(24) 登録日 平成25年4月5日(2013.4.5)

(51) Int. Cl. F I  
**A 4 7 G 9/02 (2006.01)** A 4 7 G 9/02 H  
**A 4 7 C 21/02 (2006.01)** A 4 7 C 21/02 Z

請求項の数 8 (全 12 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2013-33094 (P2013-33094)                  (22) 出願日 平成25年2月22日 (2013.2.22)                  審査請求日 平成25年2月22日 (2013.2.22)                   早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 513044212                  太田 ミエ子                  東京都杉並区浜田山4-16-4 ライオンズ浜田山セントマークス117号                   (74) 代理人 100069431                  弁理士 和田 成則                   (74) 代理人 100154335                  弁理士 小松 秀彦                   (72) 発明者 太田 ミエ子                  東京都杉並区浜田山4-16-4 ライオンズ浜田山セントマークス117号                   審査官 高島 壮基</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 寝具装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

下敷き具と上掛け具とを有する寝具に装着される寝具装置であって、  
 前記下敷き具の一部が固定され、他部が前記下敷き具の上面から植立して前記下敷き具の周囲を囲むように設けられる上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材

を有し、

前記上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材は、

その上部に前記下敷き具の外側方向に屈曲し、前記下敷き具側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部を有することを特徴とする寝具装置。

【請求項2】

前記上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材は、

その一部が前記下敷き具の下に敷き込まれることにより前記下敷き具に固定されることを特徴とする請求項1に記載の寝具装置。

【請求項3】

前記上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材は、

前記下敷き具の上面から植立する部分の高さが、前記上掛け具の厚さの0.5倍から2倍に設定されていることを特徴とする請求項1または2に記載の寝具装置。

【請求項4】

前記上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材は、

前記下敷き具の周囲を囲む前記他部の少なくとも一辺の少なくとも一部が、前記下敷き

具に対して垂直方向に摺動自在に取り付けられるとともに、該上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材の上端位置で該上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材の摺動を固定するロック手段を有することを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか 1 項に記載の寝具装置。

【請求項 5】

前記上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材の各板状部材は、

その長手方向の長さを伸縮自在に調節する調節手段をそれぞれ有することを特徴とする請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の寝具装置。

【請求項 6】

前記下敷き具は、ベッドのマットレスであることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の寝具装置。

【請求項 7】

前記下敷き具は、敷布団であることを特徴とする請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の寝具装置。

【請求項 8】

前記上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材は、

前記下敷き具の上面から植立して前記下敷き具の周囲を囲むように設けられる 4 つの板状部材と、

前記 4 つの板状部材のうちの少なくとも 2 つの板状部材の下端に接続され、前記下敷き具の下に引き込まれる複数の舌部と、

を具備し、

前記 4 つの板状部材の相互の接続部および前記板状部材の下端と前記舌部とのそれぞれの接続部は、それぞれヒンジを介して屈曲可能に接続され、これにより平面状に折り畳んで収納することを可能にしたことを特徴とする請求項 7 に記載の寝具装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、マットレス、敷布団等に装着して使用する寝具装置に関し、特に、上掛け布団等のずれを防止するとともに、マットレス、敷布団等と上掛け布団等の間からの冷気の侵入を防止するようにした寝具装置に関する。

【背景技術】

【0002】

人間は、目が覚めているときは、身体の恒常性維持を行う自律神経の働きで、ある程度の体温調節が効き、また衣類を着用する事で体温調節を行っている。しかし、就寝時には、この自律神経の働きが鈍るので、外気によって奪われる熱を遮断して暖かく安眠するための寝具が必要となる。

【0003】

ところで、この種の寝具は、一般に、下に敷くマットレス、敷布団等（以下、「下敷き具」という）と、この下敷き具の上に掛けて用いられる上掛け布団等（以下、「上掛け具」という）とから構成されるが、この種の寝具においては、就寝中に上掛け具が下敷き具からずれて、十分な保温効果が得られなくなるという問題があり、また、下敷き具と上掛け具との間からの冷気の侵入が避けられないという問題がある。

【0004】

従来、上掛け具の下敷き具からのずれを防止する寝具装置としては、特許文献 1 乃至 3 等の開示されたものが知られている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献 1】特開 2012 - 135355 号公報

【特許文献 2】特開 2005 - 198824 号公報

【特許文献 3】特開 2002 - 017538 号公報

10

20

30

40

50

**【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

しかしながら、上記特許文献1乃至3に開示された寝具装置は、いずれも下敷き具に上掛け具の一部を直接若しくは間接的に固定するように構成されているので、このため就寝者の動きを制限し、このことによって安眠を妨げるという問題があった。

**【0007】**

また、これらの寝具装置においては、ある程度の上掛け具の下敷き具からのずれは防止することはできても、下敷き具と上掛け具との間から侵入する冷氣に関する問題点については解決できなかった。

10

**【0008】**

そこで、本発明は、上掛け具の下敷き具からのずれを防止するとともに、下敷き具と上掛け具との間からの冷氣の侵入を防止して安眠できるようにした寝具装置を提供することを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0009】**

上記の目的を達成するため、請求項1の発明は、下敷き具と上掛け具とを有する寝具に装着される寝具装置であって、前記下敷き具の一部が固定され、他部が前記下敷き具の上面から植立して前記下敷き具の周囲を囲むように設けられる上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材を有し、前記上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材は、その上部に前記下敷き具の外側方向に屈曲し、前記下敷き具側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部を有することを特徴とする。

20

**【0010】**

請求項2の発明は、請求項1の発明において、前記上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材は、その一部が前記下敷き具の下に敷き込まれることにより前記下敷き具に固定されることを特徴とする。

**【0011】**

請求項3の発明は、請求項1または2の発明において、前記上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材は、前記下敷き具の上面から植立する部分の高さが、前記上掛け具の厚さの0.5倍から2倍に設定されていることを特徴とする。

30

**【0012】**

請求項4の発明は、請求項1乃至3のいずれか1項の発明において、前記上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材は、前記下敷き具の周囲を囲む前記他部の少なくとも一辺の少なくとも一部が、前記下敷き具に対して垂直方向に摺動自在に取り付けられるとともに、該上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材の上端位置で該上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材の摺動を固定するロック手段を有することを特徴とする。

**【0013】**

請求項5の発明は、請求項1乃至4のいずれか1項の発明において、前記上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材の各板状部材は、その長手方向の長さを伸縮自在に調節する調節手段をそれぞれ有することを特徴とする。

40

**【0014】**

請求項6の発明は、請求項1乃至5のいずれか1項の発明において、前記下敷き具は、ベッドのマットレスであることを特徴とする。

**【0015】**

請求項7の発明は、請求項1乃至5のいずれか1項の発明において、前記下敷き具は、敷布団であることを特徴とする。

**【0016】**

請求項8の発明は、請求項7の発明において、前記上掛け具ずれ防止兼冷氣侵入防止部材は、前記下敷き具の上面から植立して前記下敷き具の周囲を囲むように設けられる4つの板状部材と、前記4つの板状部材のうちの少なくとも2つの板状部材の下端に接続され

50

、前記下敷き具の下に引き込まれる複数の舌部と、を具備し、前記４つの板状部材の相互の接続部および前記板状部材の下端と前記舌部とのそれぞれの接続部は、それぞれヒンジを介して屈曲可能に接続され、これにより平面状に折り畳んで収納することを可能にしたことを特徴とする。

【発明の効果】

【００１７】

本発明によれば、下敷き具と上掛け具とを有する寝具に装着される寝具装置であって、下敷き具の一部が固定され、他部が下敷き具の上面から植立して下敷き具の周囲を囲むように設けられた上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材を有し、上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材は、その上部に下敷き具の外側方向に屈曲し、下敷き具側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部を有するように構成したので、上掛け具の下敷き具からのずれを防止するとともに、下敷き具と上掛け具との間からの冷気の侵入を確実に防止することができ、これにより安眠を提供することができるという効果を奏する。

10

【図面の簡単な説明】

【００１８】

【図１】図１は、本発明に係る寝具装置の実施例１を示す概略斜視図である。

【図２】図２は、図１に示した実施例１の寝具装置のベッドに対する装着状態およびその機能を説明する一部拡大断面図である。

【図３】図３は、図２で説明した屈曲部の変形例を示す一部拡大断面図である。

【図４】図４は、本発明に係る寝具装置の実施例２を示す概略斜視図である。

20

【図５】図５は、図４に示した実施例２の要部を説明する一部拡大断面図である。

【図６】図６は、本発明に係る寝具装置の実施例３を示す概略斜視図である。

【図７】図７は、本発明に係る寝具装置の実施例４を示す概略斜視図である。

【図８】図８は、図７に示した寝具装置の収納状態を説明する概略図である。

【発明を実施するための形態】

【００１９】

以下、本発明を実施するための実施例について、願書に添付した図面を参照しながら詳細に説明する。

【実施例１】

【００２０】

30

図１は、本発明に係る寝具装置の実施例１を示す概略斜視図で、図１（Ａ）は、実施例１の寝具装置をベッドに装着した状態を示す図であり、図１（Ｂ）は、実施例１の寝具装置を抜き出して示した図である。

【００２１】

図１に示すこの実施例１の寝具装置１０が適用されるベッド１００は、図１（Ａ）に示すように、就寝者の頭側にヘッドボード１を有する形式のベッドが用いられる。

【００２２】

実施例１の寝具装置１０は、図１（Ｂ）に示すように、ベッド１００のマットレス２（請求項１の下敷き具に対応）を囲むように互いに一部が接続して設けられ、ベッド１００のマットレス２の上面から植立する全体で略コの字形の板状部材（請求項１の上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材の他部に対応）１１-１、１１-２、１１-３を有する。

40

【００２３】

板状部材１１-１には、その下端部に、マットレス２側に折れ曲がった舌部（請求項１の上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止板状体の一部に対応）１２-１a、１２-１bが設けられ、その上端部分には、マットレス２の外側方向に湾曲し、マットレス２の内側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部１３-１が設けられている。

【００２４】

板状部材１１-２の上端部分には、屈曲部１３-１と同様に、マットレス２の外側方向に湾曲し、マットレス２の内側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部１３-２が設けられている。

50

## 【0025】

板状部材11-3には、板状部材11-1と同様に、その下端部に、マットレス2側に折れ曲がった舌部12-3a、12-3bが設けられ、その上端部分には、マットレス2の外側方向に湾曲し、マットレス2の内側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部13-3が設けられている。

## 【0026】

ここで、板状部材11-1、11-2、11-3は、この寝具装置10をベッド100に対して装着したときに、マットレス2と図示しない上掛け布団（請求項1の上掛け具に対応）との間隙からの冷気の侵入を防止する機能を有する。

## 【0027】

舌部12-1a、12-1b、12-3a、12-3bは、この寝具装置10のベッド100に対する装着時にマットレス2の下に敷き込まれ、板状部材11-1、11-2、11-3をベッド100に固定する機能を有する。

## 【0028】

屈曲部13-1、13-2、13-3は、後に詳述するようにマットレス2に対する図示しない上掛け布団のずれを防止する機能を有する。

## 【0029】

なお、板状部材11-1、11-2、11-3は、各種形状のベッドに装着可能にするために、図1(B)に矢印X、Yで示すその長手方向に、長さを伸縮自在に調節する調節手段をそれぞれ設けられる。この調節手段としては、例えば、板状部材11-1、11-2、11-3をそれぞれ長手方向中央部で2つに分割し、その分割部の先端が対応する他の部分の内部で摺動するようにした入れ子型の摺動機構を採用することができる。

## 【0030】

図2は、図1に示した寝具装置のベッドに対する装着状態を示すおよびその機能を説明する一部拡大断面図である。

## 【0031】

図2(A)は、図1に示した寝具装置10のベッド100に対する装着状態を示している。図2(A)に示すように、図1に示した寝具装置10をベッド100に装着する場合は、板状部材11(11-1、11-3)の下端部から折れ曲がった舌部12(12-1a、12-1b、12-3a、12-3b)をベッド100のマットレス2の下に敷き込み、これにより、板状部材11を、ベッド100に固定する。

## 【0032】

ここで、この板状部材11のマットレス2の上面から植立する部分の高さ(図2に示す高さH)は、図示しない上掛け布団の厚さの0.5倍から2倍程度が好ましい。

## 【0033】

その理由は、図2に示す高さHが、上掛け布団の厚さの0.5倍に満たないと、十分な冷気侵入防止効果が得られず、また、この図2に示す高さHが、上掛け布団の厚さの2倍以上になると、就寝に際して圧迫感が生じてしまうからである。

## 【0034】

板状部材11(11-1、11-2、11-3)の上端部には、マットレス2の外側方向に湾曲し、マットレス2の内側に傾斜する傾斜部13aを形成する屈曲部13(13-1、13-2、13-3)が設けられている。この屈曲部13により形成される傾斜部13aの水平方向に対する角度は、0度~60度程度が好ましい。この屈曲部13の傾斜部13aにより、図2(B)に示すように、マットレス2の上に掛けられた上掛け布団3の周縁部には矢印A方向の力が働き、これにより上掛け布団3がマットレス2の上面からずれるのを防止することができる。

## 【0035】

また、マットレス2と上掛け布団3との間隙は、板状部材11により封止されるので、マットレス2と上掛け布団3との間隙からの冷気の侵入を効果的に防止できる。

## 【0036】

10

20

30

40

50

図3は、図2で説明した屈曲部の変形例を示す一部拡大断面図である。

【0037】

図1および図2に示した寝具装置10においては、板状部材11の上端部に、マットレス2の外側方向に湾曲し、マットレス2の内側に傾斜する傾斜部13aを形成する屈曲部13を形成するように構成したが、この屈曲部13は、図3(A)に示すように、板状部材11から角度θで直線的に折れ曲がった傾斜部13aを有する形状を採用することもできる。

【0038】

また、図3(B)に示すように、この直線的に折れ曲がった傾斜部13aの先端を更に内側に折り返した形状のものを採用することもできる。

10

【0039】

なお、上記実施例1における寝具装置10の製作に際して使用可能な材料としては、木、鉄、プラスチック等を用いることができる。また、これらを保温性を有する布等で包んだ材料を用いることもできる。

【0040】

また、板状部材11を、ウレタンフォーム等の屈曲可能な材料で形成することもでき、このように構成すれば、就寝者のベッド100のマットレス2上への乗り降りを容易にすることができる。

【0041】

また、上記実施例1の寝具装置10においては、舌部12をマットレス2の下に敷き込むことによりこの寝具装置10をベッド100に固定するように構成したが、板状部材11の下部をベッド100の図示しないベッドフレーム等に直接固定するようにしてもよい。

20

【0042】

また、上記実施例1の寝具装置10は、就寝者の頭側にヘッドボード1を有する形式のベッドに限らず、就寝者の足側にフットボードを有する形式のベッドにも同様に装着可能である。この場合は、図1に示した板状部材11-2は不要になる。

【実施例2】

【0043】

実施例1に示した寝具装置10においては、ベッド100のマットレス2を囲むように略コの字形の板状部材11-1、11-2、11-3を設けて構成したので、板状部材11-1、11-2、11-3の材質、マットレス2の上面から植立する部分の高さ(図2に示す高さH)によっては、就寝者のベッド100のマットレス2上への乗り降りが困難になる場合がある。

30

【0044】

そこで、実施例2の寝具装置20においては、板状部材11の少なくとも1つ、具体的には板状部材11-1を上下に摺動可能にして、就寝者のベッド200のマットレス2上への乗り降りが容易になるように構成される。

【0045】

図4は、本発明に係る寝具装置の実施例2を示す概略斜視図である。

40

【0046】

図4に示す実施例2の寝具装置20においては、板状部材11-1が矢印Zで示す垂直方向に摺動可能に構成されている。このように構成するため、板状部材11-1は、隣接する板状部材11-2と接続されていない。その他の構成は図1乃至3で説明した実施例1の寝具装置10と同様に構成される。

【0047】

この構成において、就寝者がベッド200に乗り降りする場合は、図4に示すように、板状部材11-1をその下端位置まで下ろす。この状態においては、板状部材11-1の上端は、ベッド200のマットレス2の上面位置より低くなるので、就寝者は、容易にベッド200に乗り降りすることができる。

50

## 【0048】

就寝者がベッド200のマットレス2上に乗って就寝するときは、板状部材11-1をその上限位置まで上げる。この状態においては、図1乃至3で説明した実施例1の寝具装置10と同様になるので、マットレス2と図示しない上掛け布団との間隙から侵入する冷気を有効に防止できるとともに、マットレス2の上面からの上掛け布団のずれを防止することができる。

## 【0049】

図5は、図4に示した実施例2の要部を説明する一部拡大断面図である。この図5にはベッド200に対して板状部材11-1を矢印Z方向に摺動する摺動機構の一例が示されている。

10

## 【0050】

図5(A)は、板状部材11-1がその上端位置にある状態を示し、図5(B)は、板状部材11-1がその下端位置にある状態を示す。

## 【0051】

すなわち、図5(A)、(B)に示すように、この寝具装置20には、板状部材11-1に対応して、この板状部材11-1を上下に摺動可能にするためのガイド部材21が設けられており、このガイド部材21および板状部材11-1には、板状部材11-1をその上端位置でロックするロック機構である孔22a、22bが設けられている。

## 【0052】

板状部材11-1がその上端位置、すなわち、図5(A)に示す位置にあるとき、孔22a、22bにロックピン22を差し込むことにより、板状部材11-1をその上端位置で固定することができる。

20

## 【0053】

実施例2の寝具装置20の使用に際しては、この寝具装置20をベッド200に装着し、ロックピン22を孔22a、22bから引き抜くことにより、板状部材11-1を図5(B)に示すようにその下端位置まで下げる。この状態において、板状部材11-1の上端は、ベッド200のマットレス2の上面位置より低くなるので、就寝者は、容易にベッド200に乗り降りすることができる。

## 【0054】

就寝者がベッド200のマットレス2上に乗って就寝するときは、板状部材11-1を図5(A)に示すようにその上限位置まで上げ、孔22a、22bにロックピン22を差し込むことにより、板状部材11-1をその上端位置で固定する。この状態で、実施例2の寝具装置20は、実施例1の寝具装置10と同様になるので、マットレス2と図示しない上掛け布団との間隙から侵入する冷気を有効に防止できるとともに、マットレス2の上面からの上掛け布団のずれを防止することができる。

30

## 【0055】

なお、上記実施例では、板状部材11-1が矢印Z方向に摺動するように構成したが、板状部材11-1の全体ではなく、板状部材11-1の長手方向の一部が矢印Z方向に摺動するように構成してもよい。

## 【実施例3】

40

## 【0056】

図6は、本発明に係る寝具装置の実施例3を示す概略斜視図である。

## 【0057】

実施例1および実施例2においては、本発明に係る寝具装置をベッドに装着する場合を示したが、本発明に係る寝具装置は、床または畳上に敷布団を敷いた寝具にも適用可能である。

## 【0058】

図6に示す本発明に係る寝具装置の実施例3においては、床または畳上に敷布団を敷いた寝具300に適用する場合を示している。

## 【0059】

50

実施例3の寝具装置30は、図6(B)に示すように、床または畳上に直接敷く敷布団(請求項1の下敷き具に対応)4を囲むように互いに一部が接続して設けられ、敷布団4の上面から植立する全体で略コの字形の板状部材(請求項1の上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止部材の他部に対応)11-1、11-2、11-3を有する。

【0060】

板状部材11-1には、その下端部に、敷布団4側に折れ曲がった舌部(請求項1の上掛け具ずれ防止兼冷気侵入防止板状体の一部に対応)12-1a、12-1bが設けられ、その上端部分には、敷布団4の外側方向に湾曲し、マットレス2の内側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部13-1が設けられている。

【0061】

板状部材11-2の上端部分には、屈曲部13-1と同様に、敷布団4の外側方向に湾曲し、敷布団4の内側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部13-2が設けられている。

【0062】

板状部材11-3には、板状部材11-1と同様に、その下端部に、敷布団4側に折れ曲がった舌部12-3a、12-3bが設けられ、その上端部分には、敷布団4の外側方向に湾曲し、敷布団4の内側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部13-3が設けられている。

【0063】

板状部材11-4の上端部分には、屈曲部13-1と同様に、敷布団4の外側方向に湾曲し、敷布団4の内側に傾斜する傾斜部を形成する屈曲部13-4が設けられている。

【0064】

ここで、板状部材11-1、11-2、11-3、11-4は、この寝具装置30を敷布団4に対して装着したときに、敷布団4と図示しない上掛け布団(請求項1の上掛け具に対応)との間隙からの冷気の侵入を防止する機能を有する。

【0065】

舌部12-1a、12-1b、12-3a、12-3bは、この寝具装置30の敷布団4に対する装着時に敷布団4の下に敷き込まれ、板状部材11-1、11-2、11-3、11-4を敷布団4に固定する機能を有する。

【0066】

屈曲部13-1、13-2、13-3、13-4は、敷布団4に対する図示しない上掛け布団のずれを防止する機能を有する。

【0067】

なお、板状部材11-1、11-2、11-3、11-4は、各種形状の敷布団4に装着可能にするために、図6(B)に矢印X、Yで示すその長手方向に、長さを伸縮自在に調節する調節手段をそれぞれ設けられる。この調節手段としては、例えば、板状部材11-1、11-2、11-3をそれぞれ長手方向中央部で2つに分割し、その分割部の先端が対応する他の部分の内部で摺動するようにした入れ子型の摺動機構を採用することができる。

【0068】

図6(A)は、図6(B)に示す寝具装置30を図6(A)に示す敷布団4に装着した状態を示すもので、寝具装置30の舌部12-1a、12-1b、12-3a、12-3bを、敷布団4の下に敷き込むことによって、この寝具装置30を敷布団4に固定し、この状態で敷布団4の上に図示しない上掛け布団(請求項1の上掛け具に対応)および枕等が乗せられる。

【実施例4】

【0069】

図7は、本発明に係る寝具装置の実施例4を示す概略斜視図である。

【0070】

実施例3の寝具装置30は、床または畳上に敷布団を敷いた寝具に適用されるので、昼間は容易に、かつ大きな収容スペースを必要とせずに片付けられるのが好ましい。

10

20

30

40

50



## 【 0 0 7 1 】

そこで、図 7 に示す実施例 4 の寝具装置 4 0 においては、板状部材 1 1 - 4 と板状部材 1 1 - 1 との間、板状部材 1 1 - 1 と板状部材 1 1 - 2 との間、板状部材 1 1 - 2 と板状部材 1 1 - 3 との間、板状部材 1 1 - 3 と板状部材 1 1 - 4 との間をそれぞれヒンジ 4 1 - 1、4 1 - 2、4 1 - 3、4 1 - 4 で接続することによって、それぞれの間を屈曲可能に構成し、また、板状部材 1 1 - 1 と舌部 1 2 - 1 a、1 2 - 1 b との間、板状部材 1 1 - 3 と舌部 1 2 - 3 a、1 2 - 3 b との間もそれぞれ図示しないヒンジで接続して、それぞれの間を屈曲可能に構成している。

## 【 0 0 7 2 】

このような構成によると、この寝具装置 4 0 を略平面状に折り畳むことができ、これにより小さなスペースで収納可能になる。

10

## 【 0 0 7 3 】

図 8 は、図 7 に示した寝具装置の収納状態を説明する概略図である。

## 【 0 0 7 4 】

実施例 4 の寝具装置 4 0 においては、図 6 に示したように、板状部材 1 1 - 4 と板状部材 1 1 - 1 との間、板状部材 1 1 - 1 と板状部材 1 1 - 2 との間、板状部材 1 1 - 2 と板状部材 1 1 - 3 との間、板状部材 1 1 - 3 と板状部材 1 1 - 4 との間がそれぞれ屈曲可能に構成されているので、まず、舌部 1 2 - 1 a、1 2 - 1 b を板状部材 1 1 - 1 の内側に曲げるとともに、舌部 1 2 - 3 a、1 2 - 3 b を板状部材 1 1 - 3 の内側に折り曲げ、次に、板状部材 1 1 - 1 と板状部材 1 1 - 2 との間、板状部材 1 1 - 3 と板状部材 1 1 - 4 との間を内側に折り曲げるとともに、板状部材 1 1 - 4 と板状部材 1 1 - 1 との間、板状部材 1 1 - 2 と板状部材 1 1 - 3 との間を外側に折り曲げる。

20

## 【 0 0 7 5 】

このようにすると、実施例 4 の寝具装置 4 0 は、図 8 に示すように略平面状に折り畳むことができる。

## 【 0 0 7 6 】

なお、本発明は上述の実施形態に限定されるものではなく、本発明の技術的思想の範囲内であれば、当業者の通常の創作能力によって多くの変形が可能である。

## 【 符号の説明 】

## 【 0 0 7 7 】

- 1 ... ヘッドボード
- 2 ... マットレス (下敷き具)
- 3 ... 上掛け布団 (上掛け具)
- 4 ... 敷布団 (下敷き具)
- 1 0、2 0、3 0、4 0 ... 寝具装置
- 1 1、1 1 - 1、1 1 - 2、1 1 - 3、1 1 - 4 ... 板状部材
- 1 2、1 2 - 1 a、1 2 - 1 b、1 2 - 3 a、1 2 - 3 b ... 舌部
- 1 3、1 3 - 1、1 3 - 2、1 3 - 4、1 3 - 4 ... 屈曲部
- 1 3 a ... 傾斜部
- 2 1 ... ガイド部材
- 2 2 ... ロックピン
- 1 0 0、2 0 0 ... ベッド
- 3 0 0 ... 寝具

30

40

## 【 要約 】

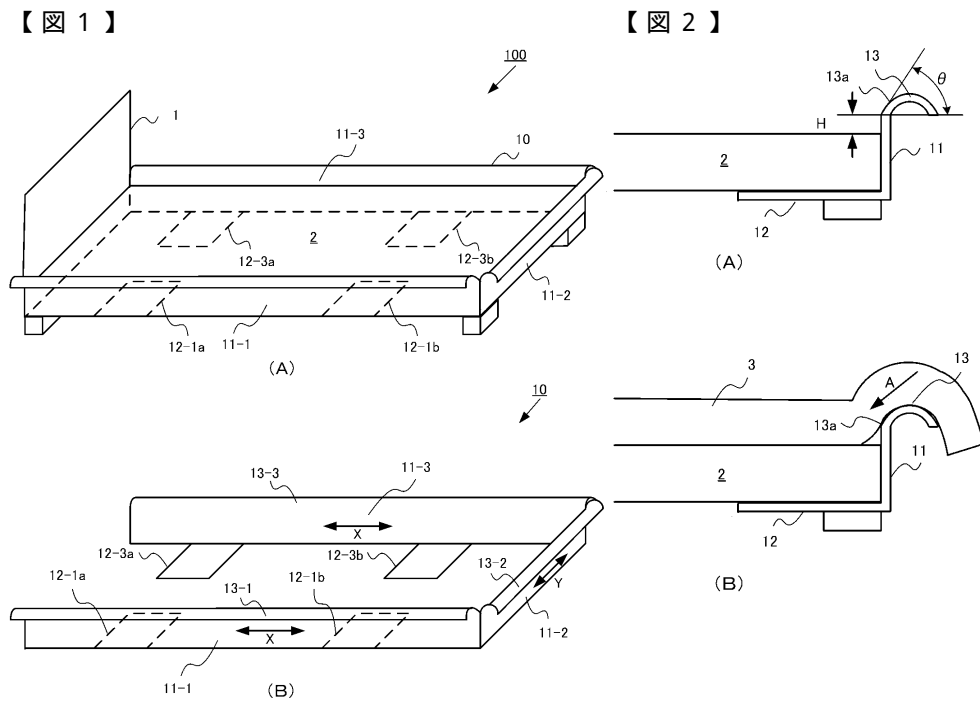
【課題】上掛け具のずれを防止するとともに、下敷き具と上掛け具との間からの冷気の侵入を防止して安眠できるようにした寝具装置を提供する。

【解決手段】この発明の寝具装置 1 0 は、ベッドのマットレス 2 を囲むように設けられ、ベッド 1 0 0 のマットレス 2 の上面から植立する板状部材 1 1 - 1、1 1 - 2、1 1 - 3 を有し、板状部材 1 1 - 1、1 1 - 2、1 1 - 3 は、その上部に下敷き具の外側方向に湾曲し、下敷き具側に傾斜した傾斜部 1 3 a を形成する屈曲部 1 3 を有し、板状部材 1 1 -

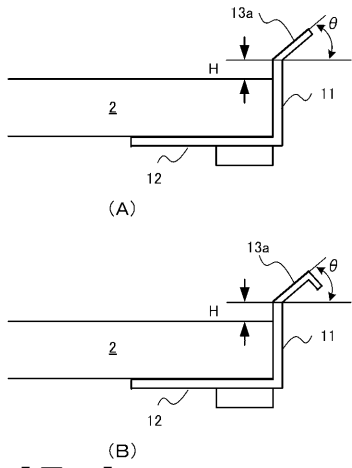
50

1、11-3は、その下端部にマットレス2の下に敷き込むことによって、この寝具装置10をベッド100のマットレス2に固定する複数の舌部12-1a、12-1b、12-3a、12-3bを有する。

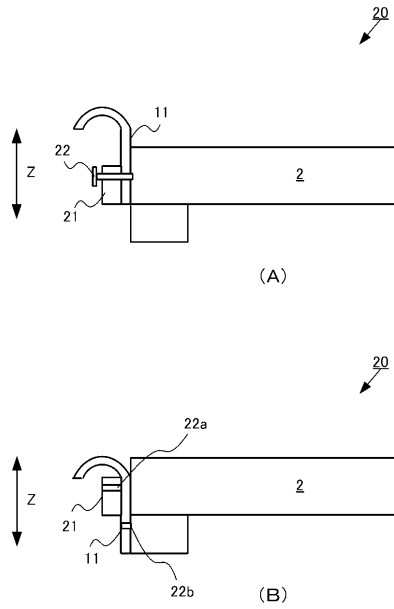
【選択図】図1



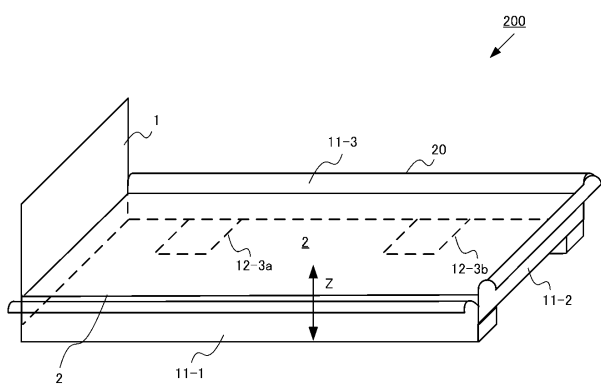
【図3】



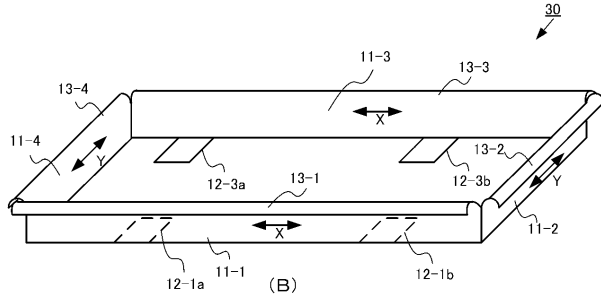
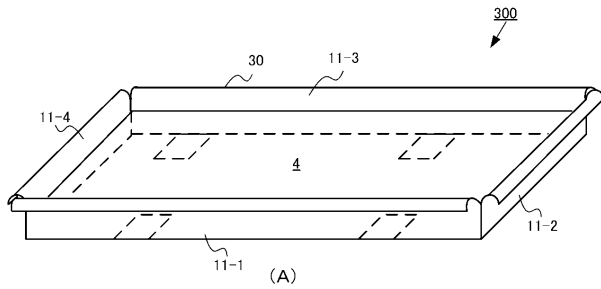
【図5】



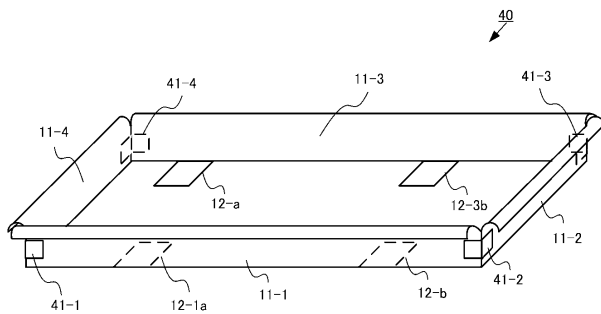
【図4】



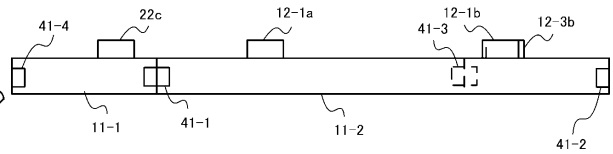
【図6】



【図7】



【図8】



---

フロントページの続き

(56)参考文献 登録実用新案第3063806(JP,U)

実開昭57-27967(JP,U)

実開平7-149(JP,U)

実開昭54-129407(JP,U)

実開平2-100562(JP,U)

実公昭60-15480(JP,Y2)

(58)調査した分野(Int.Cl.,DB名)

A47C 21/02

A47G 9/02